

様式第5号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（エネファーム導入補助金）
 交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（エネファーム導入補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（エネファーム導入補助金）の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話	() -
			※押印必須	番号	※日中連絡がとれる電話番号
	住所	(〒 -)			
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()
	支店名	支店 / 出張所 / 本店		預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄
	口座番号 ※右詰めで記入				

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等					
	所在地	(〒 -)				
	担当者	フリガナ	電話	事務所：() -		
			番号	携帯：() -		
	定休日 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 月曜	<input type="checkbox"/> 火曜	<input type="checkbox"/> 水曜	<input type="checkbox"/> 木曜	<input type="checkbox"/> 金曜

1 エネファームの設置場所 (該当する項目にチェック☑)

- 申込者現住所と同じ ※エネファームを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。
※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。

- 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入)

熊本市 区

2 エネファームを設置する建物の建築区分 (該当する項目にチェック☑)

(1) 建築区分 新築住宅 建売住宅 既存住宅

(2) 住宅用途 専用住宅 併用住宅

※店舗等併用住宅の場合、エネファームから供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

3 事業完了日: 年 月 日

※エネファームの引渡日又は契約額の支払いが完了した日 (領収日) のうち最も遅い日。

※引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること。

(工事請負者や販売者が作成したものに限る。)

4 エネファームの概要

燃料電池ユニット型式	
貯湯ユニット型式 (設置しない場合は記入不要)	

※ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番を記入し、型番を照合できるカタログの写しを提出すること。

5 補助金交付申込額 80,000円

6 確認事項 (必ずお読みください)

- (1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金 (エネファーム導入補助金) は、熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。
- (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。
- (3) 同一の年度中にZEH導入補助金、太陽光発電設備導入補助金 (蓄電池併設型) 若しくは蓄電池導入補助金 (固定価格買取制度満了世帯対象) の交付を受けた方又は同一世帯の方は、補助金の交付の申込みをすることができません。

- *暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- *暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

エネファーム導入補助金チェックリスト等

1. チェックリスト

エネファームの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

※経費内訳の記載がない場合は、見積書その他のエネファーム施工の経費内訳が確認できる書類の写しも添付。

設置したエネファームのカタログの写し（一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番と照合できるもの）

設置したエネファームの出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）

市税の滞納がないことの証明書（発行3か月以内、写し可。）

※「納税証明書」や「所得証明書」ではありませんので、ご注意ください。

※申込者の家族のみが居住している場合はその家族に係る住民票の提出。（発行3か月以内、マイナンバーの記載がないもの。写し可。）

建物全体のカラー写真

エネファームの設置状況を示すカラー写真（設備全景及び一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番が判別できる品名番号（銘板）のアップ）

領収書の写し（ない場合は補助対象者がエネファームに係る経費を支払ったことが証明できるもの）

※事業完了日が「引渡日」の場合、引渡日を証するものも必要（工事請負者・販売者作成のものに限る。）

2. 振込先口座の記入等における注意事項

● 振込先口座の名義は、申込者と同一の名義としてください。

● 振込先口座情報が確認できる通帳の写し（表紙裏の見開きページで、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるもの）を添付してください。

※ネット銀行等で通帳がない場合は、キャッシュカード表面のコピーなど、口座番号や口座名義人が分かる書類を添付してください。

●（提出書類全般について）記入の際には、消せるボールペン等の消滅しやすい筆記用具や修正テープ等を使用しないでください。

●補助金の交付が決定した際には、郵送にて「熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書」を送付いたします。

●補助金は、ご提出いただいた書類に不備などがなければ、補助金のお申込後1～2カ月程度でご指定の口座へ振り込む予定です。なお、予定日数はあくまで目安であり、補助金のお申込状況等によって前後いたしますので、ご了承ください。